

仕 様 書

1 概 要

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1)対象建物 | 別添資料-1のとおり |
| (2)需要場所 | 別添資料-1のとおり |
| (3)用 途 | 京都縦貫自動車道における電気室 21 カ所で使用する電力 |

2 仕 様

(1)電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- | | |
|--------------------|------------|
| ア 電気方式 | 別添資料-1のとおり |
| イ 標準電圧 | 別添資料-1のとおり |
| ウ 計量電圧 | 別添資料-1のとおり |
| エ 標準周波数 | 別添資料-1のとおり |
| オ 受電方式 | 別添資料-1のとおり |
| カ 設備容量 | 別添資料-1のとおり |
| キ 発電設備 | 別添資料-1のとおり |
| ク アンシラリーサービス料金対象容量 | 別添資料-1のとおり |
| ケ 需給地点 | 別添資料-1のとおり |
| コ 電気工作物の財産分界点 | 別添資料-1のとおり |
| サ 保安上の責任分界点 | 別添資料-1のとおり |

(2)契約電力、予定使用電力量

ア 常時契約電力

当該1月間の最大需要電力と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予備電力 なし

ウ 予定使用電力量 別添資料-2のとおり

(令和4年2月1日から令和5年3月31日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

(3)契約使用期間

令和4年2月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(4)検針日及び計量

各月の計量日は、供給者との協議により予め定めた日とし、計量期間は、前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(5)料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日 24 時までの期間とする。

(6)料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とし、電力量料金は各社ごとに設定することができるものとする。

(7) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引又は力率割増しを行う場合は、供給者が定める供給約款の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \left\{ \text{有効電力量} + \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率 別添資料-2のとおり

(8) 燃料費調整額

電力供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、電力供給者が定める供給約款等の規定により、調整するものとする。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力供給者は、再生可能エネルギー発電促進賦課金について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第1項に基づき、同条第2項の額を電気需用者に請求することができる。

(10) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、電力供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、京都府地域の電力供給者の調整を参考に電力供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上決定するものとする。

(11) 支払方法

電力供給者は、料金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、電気需用者は、電気需給契約書の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(12) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(13) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府地域の電力供給者の取り決めに参考に、双方協議の上で決定するものとする。

なお、契約書はあくまでも標準的なものを提示しており、採用者との協議により、見積単価、期間を基に、その範囲内で双方に損失のない契約となるよう協議により決定する。

以上